

令和7年11月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

千葉市長

市町村名 (市町村コード)	千葉市 (104)	
地域名 (地域内農業集落名)	千葉市都川上流土地改良区 (川井町、五十土町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月31日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

【地域の基礎的データ】

主要な農業者:5者(70歳代以上2者)

主な作物:水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業者の高齢化により耕作できなくなった農地については、認定農業者等の主要な担い手を中心となって引き受け、遊休農地の増加を抑止する。また、地域コミュニティ活性化のため、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

本地域計画区域内の農地については、主に農業上の利用を行う農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、可能な限り認定農業者等の担い手への農地の集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
後継者未定の農地を中心に、農地中間管理機構を介した貸借を進め、段階的に担い手への集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等の活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村等と連携し、地域外からも多様な経営体が参入し定着できるよう、栽培技術等に係る支援や営農地のあっせん等を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用可能な農業支援サービス事業者等はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

③ドローンを導入し、農薬散布等の効率化を図る。